

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井保育園（以下「法人」という。）の役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対しては定款第22条の規程に基づき評議員会で定める総額の範囲内において支給することができる。

- 2 評議員に対しては定款第8条の規程に基づき支給することができる。
- 3 月に15日以上勤務した役員については、実態に即して報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。
- 4 前項の報酬の額は、時間報酬1,000円とし月額100,000円を超えないものとする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月月末（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。ただし、都合により支給日を年1回とすることができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当および宿泊料は、職員の旅費規程に準じる。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 22日から改訂施行する。